

広島県循環器病相談支援・情報提供推進部会設置要領

(目的)

第1条 健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法（平成30年法律第105号）第11条に規定する都道府県計画である「広島県循環器病対策推進計画」の施策等の推進を図るため、「広島県循環器病対策推進協議会設置要綱」第7条第1項に基づき、「広島県循環器病相談支援・情報提供推進部会」（以下「部会」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 部会は、次の各号に掲げる事項について所掌する。

- (1) 循環器病の予防や正しい知識の普及啓発に関すること。
 - (2) 循環器病に関する適切な情報提供・相談支援に関すること。
 - (3) 循環器病の緩和ケアに関すること。
 - (4) 循環器病の後遺症を有する人に対する支援に関すること。
 - (5) 循環器病の治療と仕事の両立支援・就労支援に関すること。
 - (6) 小児期・若年期から配慮が必要な循環器病への対策に関すること。
 - (7) その他循環器病患者や家族等の支援に関する必要な事項。
- 2 広島県循環器病対策推進協議会から意見を求められた場合には、報告する。

(組織)

第3条 部会の委員は、次の号に掲げる者のうちから、広島県健康福祉局長（以下「局長」という。）が任命する。

- (1) 循環器病に係る保健、医療、介護又は福祉の業務に従事する者
- (2) 学識経験のある者
- (3) その他循環器病相談支援・情報提供の推進に関し、局長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年間とし、再任を妨げない。

- 2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 部会に会長1名、副会長1名を置く。

- 2 会長は委員の互選により選出し、部会を代表し、会務を総括する。
- 3 副会長は、会長が指名する委員を充て、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 部会は、必要に応じて会長が招集し、会長は、部会の議長となる。

- 2 会長が必要であると認めるときは、部会に委員以外の出席を求め、又は他の方法で意見を聴くことができる。
- 3 部会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 部会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 5 委員は、やむを得ない事由があるときは、当該委員が適当と認める者を代理委員に選任し、

部会に出席させることができる。この場合において、前2項中、「委員」とあるのは、「委員（代理委員を含む。）」と読み替えるものとする。

(事務局)

第7条 部会の事務局は、広島県健康福祉局健康づくり推進課に置く。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、部会の運営等に関し必要な事項は、会長が部会に諮って定める。

附 則

この要領は、令和4年6月9日から施行する。